

監 査 委 員 公 表

橋本市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、橋本市長等から定期監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和7年3月31日

橋本市監査委員 瀧川 千秋

橋本市監査委員 花岡 孝治

(公 印 省 略)

定期監査等の結果に基づく措置状況

令和7年3月31日(報告)

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
秘書広報課	(1)「あんぜん情報24時委託業務」の委託契約書について、業務の開始日が不明である。開始日と完了日が明確となるよう、履行期間を明記されたい。 【令和5年度 第2次定期】	(1)令和6年度契約分から、開始日と完了日を明記しました。 【令和6年7月2日 橋財第412号】
地域振興室（旧政策企画課）	(1)橋本市暴力団追放推進委員会補助金と橋本市地域安全推進委員会補助金とは、目的が共通することから、今後、補助金の一本化を検討されたい。 【令和3年度 第1次定期】	(1)補助金一本化について検討したが、暴力団追放推進委員会は暴力団追放に限定した活動であり会員も企業や団体である一方、地域安全推進委員会の活動は自主的な地域安全活動の強化であり、青色防犯パトロールの実施など地域住民と連携して活動するため、会員も区・自治会長等であることから、一本化することは難しいと判断し現行のままとしたい。 【令和6年7月2日 橋財第378号】
総務課（旧管財課）	管財課が管理する53箇所の普通財産の中に所在不明の状況にある土地が3箇所ある。地目が原野、山林であり旧土地台帳附属地図上不明なものもあるが、調査の上、早急に所在を確定し、財産管理に徹底を期されたい。 【平成22年度 第2次定期】	指摘のあった不明土地は①出塔の山田病院舎用地②菖蒲谷山③学文路採草地です。①、③については地籍調査により確定しています。②については、公図混乱により確定には多額の費用がかかるため、地籍調査時に確定させることとします。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
	(4)雇用促進住宅の駐車場料金の未収金については、今後も引き続き回収に努められたい。 【平成28年度 第1次定期】	(4)平成28年度以前の債権についてはすべて解決済みです。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
	(5)旧応其中学校敷地利用については、売却も含め検討されたい。 【平成28年度 第1次定期】	(5)対象地については、橋本市不動産審査会にて審議し、災害時のヘリポート等と位置付けられているため、売却しない方針となっています。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
	(1)土地建物貸付収入の過年度未収金については、債権管理マニュアルに基づき、催告書を発送されたい。 【平成30年度 第2次定期】	(1)平成29年度以前の債権についてはすべて解決済みです。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
	(2)元学文路雇用促進住宅駐車場及び東家駐車場用地については、積極的に民間への売却を検討されたい。 【平成30年度 第2次定期】	(2)元学文路雇用促進住宅駐車場については、令和5年度に民間に売却しました。 東家駐車場用地については、売却に向けて準備を行っていますが、市民会館の解体時に隣接駐車場の補償用地として必要になると見込んでいます。また、新庁舎建設に伴う駐車場、資材置き場、工事現場事務所等、将来見込まれる事業により、市で直接使用する可能性もあるため、売却するとしても、それらの結論が出てからになると考えています。 【令和6年11月1日 橋財第760号】

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
総務課	(1)地図販売：近年販売数約10枚から20枚前後にもかかわらず、在庫が7,825枚ある。 今後は、在庫管理コストも考慮し、地図販売の見直しをされたい。 【令和2年度 第1次定期】	(1)白地図については、新規の印刷は行っており、その代わりに橋本市ホームページで地図（橋本マップ）を公開することで対応しています。そのため、販売数は低調ですが、大きなコストも発生していません。 なお、販売している白地図は、平成19年度現在のものですが、その条件でも販売を希望する方がいるため、販売を継続しています。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
	(1)市有財産の管理について、橋本市公有財産規則第31条の年度末における総務課への増減報告が正確になされていないことから、台帳管理が不十分であると言わざるを得ない。 今一度、財務会計システムへの入力によるデータ修正等を遅滞なく行うよう所管課へ指導するとともに、より正確な市有財産の台帳管理を行うよう努められたい。 【令和4年度 第2次定期】	(1)毎年度、決算資料の財産に関する調書の作成依頼時に、財務会計システムへの入力によるデータ修正等を遅滞なく行うよう所管課に併せて周知し、正確な市有財産の台帳管理を行うよう努めています。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
	(2)元雇用促進住宅駐車場使用料について、滞納分の債権管理台帳の交渉記録が不十分なものがある。債権管理マニュアルに基づく債権管理を徹底されたい。 【令和4年度 第2次定期】	(2)滞納分の債権については、債権管理台帳の整備、催告書の発送を行い、管理しています。また、令和5年度で駐車場用地を売却したことから、新規の債権は発生していません。債務者の死亡、及び、相続人がないものについて、令和5年度に不能欠損処理を行い、適正に執行しています。 令和6年度当初、4名合計202,400円の債権について、催告書等を送付し、1名は全額回収し、1名は定期的に支払いがあり、回収が進んでいます。1名は今年度当初は継続して入金がありましたが、現在は入金が止まっているため、債権回収担当に移管予定です。最後の1名については、特定記録郵便で催告書を郵送し、到着を確認していますが、現在も未納であるため、同様に債権回収担当に移管予定です。 【令和6年11月1日 橋財第760号】
環境美化センター	(1)現行の収集業務については、11月の政策調整会議において「ステーション化実施」及び「可燃ごみ週一回化の完全実施」が決定されたことから、直営収集業務の委託化を含め、収集体制の全般的な見直しを図られたい。 【平成27年度 第2次定期】	(1)直営収集業務の委託化を含め、収集体制の全般的な見直しについて、平成27年度の直営職員は、正規職員19名、嘱託職員4名、臨時職員4名（内、1名パート）で、この内、21名が収集職員でした。 令和6年度の直営職員は、正規職員11名、会計年度職員3名で、その内、10名が収集職員です。なお、この中には、ごみの持ち込み対応職員（午前中：2名）や指定ごみ袋の配達職員（午後：1名）等の兼務も含まれています。 平成27年度と令和6年度の直営収集職員数の比較では、21名から10名となり、11名の収集職員が減少しています。 また、これらの直営収集職員数の減少に併せて委託化を進め、委託車両総数を11台（平成27年度）から12台（令和6年度）へ増加するとともに、各ごみ収集車両に適した乗車人員数を配置し、収集体制の全般的な見直しをいたしましたので報告します。 【令和6年11月1日 橋財第760号】

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
環境美化センター	(1) 憩いの家「すみだ寮」使用料について、現在は使用料金を徴収していないが、受益者負担の原則から今後、使用料徴収も検討されたい。 【令和元年度 第2次定期】	(1) 令和4年1月14日付け変更協定書（収集ステーションに関する協定書）において、憩いの家「すみだ寮」の設置期限を令和6年3月31日までとすることで締結しております。 令和6年3月市議会において、橋本市憩いの家設置及び管理条例、橋本市憩いの家設置及び管理条例施行規則については、廃止となりましたので報告いたします。 【令和6年5月2日 橋財第158号】
	(1) 憩いの家「すみだ寮」について、地元区と廃止の方向で協議中とのことであるが、計画どおり進められたい。 【令和3年度 第1次定期】	令和4年1月14日付け変更協定書（収集ステーションに関する協定書）において、環境美化センター、車庫、憩いの家「すみだ寮」の設置期限を令和6年3月31日までとすることで締結しております。
	(2) 環境美化センターについても、廃止の方向で調整をはかられたい。 【令和3年度 第1次定期】	よって、令和6年3月市議会において、橋本市環境美化センター設置及び管理条例、橋本市憩いの家設置及び管理条例、橋本市憩いの家設置及び管理条例施行規則については、廃止となりましたので報告いたします。 【令和6年5月2日 橋財第158号】
	(1) 「彦谷埋立地周辺整備管理委託」、「一般廃棄物最終処分場管理整備に関する委託」の委託契約書について、契約金額における取引に係る消費税及び地方消費税の額が不明であるので、今後は明記されたい。 【令和5年度 第2次定期】	(1) 「彦谷埋立地周辺整備管理委託」、「一般廃棄物最終処分場管理整備に関する委託」の委託契約書について、令和6年度契約書より契約金額における取引に係る消費税及び地方消費税の額を明記しましたので報告いたします。 【令和6年5月2日 橋財第158号】
福祉課	(4) 本地区保護司補助金について、橋本分会と高野口分会の統一を促進されたい。 【平成30年度 第2次定期】	(4) 橋本分会、高野口分会の各会長に対し、以前から統一の依頼を行ってきたところです。 しかしながら、「社会を明るくする運動」の出発式や講演会等、両分会合同で活動を行う事業もありますが、基本的に訪問等保護司としての活動は、各分会で独立して独自色を出して事業を行っています。 具体的に、橋本分会は協力雇用主の開拓や就労支援活動、また自主研修の開催など、保護司の資質向上を図る活動を中心に行っているのに対し、高野口分会では高野口地区の中学校との連携強化を図るとともに、暴力団追放活動や高野口町青少年健全育成会活動に参加するなど、市民生活の安心安全のため、非行防止と罪を犯した人の更生援助を中心に取り組んでいます。 また、両分会が所属する紀北伊都保護司会には、他に3つの分会が存在しており、それぞれの分会においても本市両分会と同様、各地域で独自の活動を行っています。 以上のことに加え、両分会では会員保護司からの年会費の徴収額に違いもあり、運営方法が異なると考えられること、紀北伊都保護司会をはじめ和歌山県内の保護司の指揮監督は和歌山保護観察所であり、本市が指揮監督及び事務局を持つ組織ではないこと等を鑑みると、橋本分会と高野口分会の統一を促進することは極めて困難であり、今後も両分会それぞれの活動に対し補助していきたいと考えます。 【令和7年3月24日 橋財第1225号】

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
子育て世代包括センター	(1)「妊産婦・新生児(乳児)訪問指導に係る委託」の委託契約書について、契約金額における取引に係る消費税及び地方消費税の額が不明であるので、今後は明記されたい。 【令和5年度 第2次定期】	(1)令和6年度妊産婦・新生児(乳児)訪問指導に係る委託契約書より、消費税及び地方消費税額を明記している。 【令和7年3月24日 橋財第1225号】
(旧シティセールス推進課) 産業振興課	(1)和歌山はしもとオムレツ推進協議会の令和4年度・令和5年度現金出納簿及び通帳の入出金明細における処理日に相違が見られた。年度内の事業執行に伴う支出は3月末までに処理されたい。なお、補助金に残金が生じる場合は、精算の上返還処理するなど予算執行管理を徹底されたい。 【令和5年度 第1次定期】	(1)和歌山はしもとオムレツ推進協議会の事務局が機構改革により令和5年度からシティセールス推進課から産業振興課へ移管される際に、会計事務処理が滞り記帳が年度をまたぐこととなった。令和5年度以降は会計処理が滞ることのないよう年度内に適正な予算執行管理を行っている。 【令和7年3月24日 橋財第1225号】
まちづくり課	(1)令和3年度市民憩いの広場維持管理委託業務において、令和3年度の執行業務に係る未払いがあることが判明し、令和4年度で支払処理された。令和3年度収支報告書の修正等、規約に基づいた会計処理の厳正化を図られたい。 【令和4年度 第1次定期】	(1)令和3年度収支報告書の修正を令和4年度に行い、市民憩いの広場維持管理委員会委員に令和4年12月頃個別に巡回し、報告を行い、了承を得た。 組織としてのチェック体制を強化し、これ以降適正な事務処理ができています。 【令和6年7月2日 橋財第379号】
教育総務課	(1)例月出納検査でも従来より指摘しているように、小中学校における上下水道料金が通常に比べて高額になった場合、漏水が発生していないか等の調査を速やかに行うことが重要であるが、そのとおり実施されていない。役割分担等の管理体制を明確にし、対応マニュアルを作成されたい。 【令和5年度 第1次定期】	(1)検針票を基に、水道使用量を把握し、異常値が認められた際には、学校長への聞きとりや現地調査、修繕の要否を行うなど、項目毎にチェック体制を定めた対応マニュアルを作成致しました。 【令和6年10月7日 橋教総第474号】
生涯学習課	(1)「社会を明るくする運動推進委員会」、「県展橋本展実行委員会」、「橋本市民総合文化祭実行委員会」については、規約を作成の上、事業を実施されたい。また、「橋本市青年指導員連絡会」の会則について、事務局の条項を追記の上、事務局の所在を明記されたい。 【令和5年度 第2次定期】	(1)「社会を明るくする運動推進委員会」、「県展橋本展実行委員会」、「橋本市民総合文化祭実行委員会」について規約を作成した。また、「橋本市青年指導員連絡会」の会則について、事務局の条項を追記し、事務局の所在を明記した。 【令和7年2月3日 橋教総第793号】
	(2)「橋本市20歳のつどい記念品袋詰め業務委託」、「橋本市民総合文化祭事業」、「和歌山県美術展橋本展事業」の委託契約書について、事業の開始日が不明である。開始日と完了日が明確となるよう、履行期間を明記されたい。 【令和5年度 第2次定期】	(2)「橋本市20歳のつどい記念品袋詰め業務委託」、「橋本市民総合文化祭事業」、「和歌山県美術展橋本展事業」の委託契約書について、事業の開始日を明記した。 【令和7年2月3日 橋教総第793号】
	(3)「障がい者支援に関する図書館業務の一部委託」の委託契約書について、今後は課税事業か非課税事業かを確認の上、消費税課税の有無を明記し契約締結されたい。 【令和5年度 第2次定期】	(3)「障がい者支援に関する図書館業務の一部委託」については、役務の提供に係るものであり、消費税上非課税の対象でないことから、相手方3法人(社会福祉法人博芳福祉会、特定非営利活動法人かみひこうき、社会福祉法人椋木福祉会)との令和6年度契約において、委託金額のうち、消費税および地方消費税額を明記のうえ契約締結を行った。 【令和6年7月17日 橋教総第252号】

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
選挙管理委員会	(1)投票所の統廃合については、以前から区長への働きかけをされているが、交渉は難航している現状である。今後も、経費削減の観点から引き続き交渉を重ねられたい。 【平成26年度 第2次定期】	令和5年度3月定例選挙管理委員会において、第28投票区及び第29投票区を第25投票区に統合したうえで、移動期日前投票所を導入することを決定した。第28・29投票区の有権者には区長を通じ通知済みである。 【令和6年7月2日 橋財第411号】
	(1)投票所の統廃合について具体的に進められたい。 【令和2年度 第1次定期】	
	(1)投票所の統廃合について、選挙管理委員会からは地元の同意を得るための条件を確認するよう指示を受けているとのことであるので、今後、その指示に沿って、具体的な対応を進められたい。 【令和4年度 第2次定期】	
水道経営室・水道施設課・浄水場	(1)浄水場運転管理業務委託について今後は、価格の競争性等の観点から入札者（1社のみ）による随意契約にならないように検討されたい。 【令和2年度 第2次定期】	(1)前回（令和元年度）、浄水場運転管理業務委託の公告入札について、参加者を限定しないよう参加資格要件を精査したが、応札者が1社しかなく、また資格要件の緩和は、安定した業務実施に影響が出る恐れがあったため、応札者との間で随意契約（令和2年度～令和4年度の3年間）を締結した。 応札者が1社しかなかった原因として、業務時間、業務内容等で人材確保が困難である条件が含まれていたためと考えられる。令和5年度は、随意契約にならないように業務内容等について検討したが、1年間の委託契約では、上記条件を見直すことが困難だったため、やむなく前回業者との間で随意契約を締結した。 令和6年度から開始したDBO事業の維持管理業務では、これらの条件を見直し、プロポーザル方式にて募集した結果、4社（企業体）の応募があった。安定した業務実施の確保と、公平公正な業者選定が行われたと考えます。 【令和6年7月2日 橋財第434号】
訪問看護ステーション	(1)ソフトウェア保守委託契約の契約期間において、自動更新の文言があるが、後年度予算の裏付けなく自動更新条項を設けることは出来ないため、長期継続契約を検討するなど、契約を見直されたい。 【令和4年度 第2次定期】	(1)2023年6月1日付で下記のとおり契約変更している。 ・契約期間を明示するとともに、（但書）自動更新の文言を削除した。 ・加えて特約事項として、長期継続契約であることを明示した。 【令和6年11月1日 橋財第760号】